

様式第1号（第3条関係）

令和8年1月28日

舞鶴市長様

住 所 京都府舞鶴市喜多1105-40

(株)DIYSTYLE 内事務局

請求者（連絡先） 氏 名 市民オンブズマンまいづる

森本 隆、古田徹

電話番号 090-8657-9128

行政文書開示請求書

舞鶴市情報公開条例第4条第1項の規定により、次のとおり行政文書の開示を請求します。

請求に係る行政文書の件名又は内容	赤れんが倉庫にある「カフェジャズ」の契約解除または使用停止の経緯が分かる文書一式（通知書、協議記録、内部メモ、メール、決裁文書、関連する会議録など） 赤れんがパーク内における飲食店舗の使用に関する方針やルール（管理要綱、マニュアル、基準等） 当該スペース（カフェジャズ跡地）の今後の運用予定に関する文書一式（計画書、協議資料、決裁文書、内部検討資料等） 赤れんがパークの共有スペース利用に関する内規・ガイドライン等 直近に実施された赤れんがパーク内「カフェジャズ」区画の使用者募集（公募）に関する文書一式 (募集要項、公募開始および終了の記録、応募者の一覧、選定基準、審査会議事録、決定通知書等)
開示の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input checked="" type="checkbox"/> 写しの交付（送付希望の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無）
請求に係る行政文書の開示が公益上必要がある理由	本件は、舞鶴市が管理する赤れんがパーク内において、長年地域住民や観光客に親しまれてきた飲食店が、急な通告により閉店を余儀なくされたという事案であり、市の公有財産の利用の公平性、透明性、説明責任の観点から重大な公益性を有します。

	<p>特に、「共有スペースであるため飲食営業は認められない」という主張がある一方で、特定の企業にのみ使用が認められるという発言があったとされており、これは行政の公平性、公正性を大きく損なう可能性があります。</p> <p>また、当該区画は1年更新契約であったとの情報もあり、直近の契約更新時に公募が適正に行われたか、またその選定手続きに不透明な点がなかったかを明らかにすることは、将来の市有財産の公正な運用のためにも重要です。</p> <p>したがって、本件に関する契約解除の経緯、今後の運用計画、ならびに意思決定の過程を明らかにすることは、市民の知る権利の保障及び適正な行政運営を担保する上で必要不可欠です。</p>
<p>※ 受付年月日</p>	<p>年 月 日</p>
<p>※ 担当部課等</p>	<p>部 課 (内線) 電話番号</p>
<p>※ 備考</p>	

(注) 「開示の方法」の欄は、該当する□にレ印を記入してください。

※印の欄は、記入しないでください。